

地縁による団体の法人格取得について

1 はじめに

(1) 自治会・町内会等は、PTAや青年団などと同じく法的には法人格がなく、団体名義では不動産登記等ができませんでした。そこで、これらの自治会等では、集会所や土地などを自治会長や共有名義で不動産の登記等を行ってきました。ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、不動産の名義変更や相続などの問題を生じることがありました。

【具体例】

- ① 登記名義人が死亡した場合に相続人との間で所有権の争いが生じた。または、相続人が多数いるため手続きが遅延した。
 - ② 登記名義人の債権者が不動産を差押え、競売してしまった。
 - ③ 登記名義人が死亡した場合に、相続人が遠隔地に住んでいるため手続きに手間取った。
 - ④ 多人数による共有で登記しているため、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。
- (2) こうした問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会、町内会等が一定の手続きの下に法人格を取得し、不動産等を団体名義で所有し登記等ができるようになりました。

2 自治会等「地縁による団体」の法人格取得

- (1) 地縁による団体は、地方自治法で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。
- (2) 地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村の長の認可が必要です。地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。

3 地縁による団体が法人格を得るための認可の要件

法人格付与のための認可の要件に掲げられた事項は、当該団体が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認するためのものと言えます。すなわち、法人格を得るために組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、安定的に現に存在する自治会等地縁による団体とは言い難いものに認可を与え法人格を付与することは、地縁による団体の財産保有上の制約を除くという目的に合致せず、認められないと考えられます。なお認可の要件は、次の4つです。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ④ 規約を定めていること。この規約には、(i)目的、(ii)名称、(iii)区域、(iv)主たる事務所の所在地、(v)構成員の資格に関する事項、(vi)代表者に関する事項、(vii)会議に関する事項、(viii)資産に関する事項が定められていなければならないこと。

4 地縁による団体の認可申請手続き

地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります。この認可申請の決定は、あくまで当該団体の自主的判断により行われるものであることは当然です。

【認可申請書類】

- ・ 認可申請書
- ・ 規 約
- ・ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）
- ・ 構成員の名簿（構成員の氏名・住所を記載したもの）
- ・ 保有資産目録または保有予定資産目録
- ・ 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（年度事業報告書や収支決算書）
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類（総会議事録と本人の承諾書）

5 認可後の地縁による団体について

- (1) 地縁による団体の代表者が、申請書類により市町村長に認可の申請を行い、市町村長が当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し、市町村長の認可が行われ、その認可をもって当該団体は、その目的の範囲内で権利能力を有し、法人格を得ることとなります。
- (2) 認可を受けた地縁による団体は、権利能力を得ることにより、主なものとして次のような法的な位置づけ及び取扱いがなされることとなります。
- ① 団体名義で資産の登記・登録ができます。所有権の移転登記は、別途行う必要があります。
 - ② 告示事項（名称、規約に定める目的、区域、代表者の氏名及び住所等）に変更があったときは、市町村長に届け出なければなりません。
 - ③ 規約を変更する場合には、市町村長の認可を受ける必要があります。
 - ④ 法人としての破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなります。
- (3) 地縁による団体は、認可を受け法人格を取得したことにより、前(2)に述べた点等において法的な位置づけ及び取扱いは変わりますが、住民の自発的な意志に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わるものではありません。民主的な運営の下に、自主的に活動することは認可の前後においても変わることのない運営のあり方です。したがって、認可を受けた地縁による団体は、市町村との関係などは基本的に変わるものではありません。また地縁による団体に対する公的な関与をできるだけ少なくすることが適当であることから、市町村長は、認可を受けた地縁による団体に対して一般的監督権限を有していません。
- (4) 認可を受けた地縁による団体の課税関係については、権利能力取得の前後で、法律上は同一とする扱いがなされています。例えば法人市県民税については、認可を受けた地縁による団体は公益法人として（収益事業を行っている場合を除く）均等割が減免されることがあります。また固定資産税は、課税対象となっていますが、公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）については、税額が減免される場合があります。